

省令については、4,000もある薬の中から自分に合った薬をしっかりと選んでいくというセルフメディケーションの時代にあって、同一の医薬品だけが買えるということについてはいかがなものか。例えば医薬品が販売停止になってブランド銘を変えるものもあるし、いろいろな形で多少変えたいという方もいると思うので、同一の医薬品しか買えないということであれば、かなり厳しい。

- ・ 障害者の方々の切実な意見や視覚障害者福祉協会等からも、困るという意見が出ている。過疎地というのは別に離島とは限らない。離島でかつ薬局がないことということで考えると、一応小さな薬局があってもそこは対応できないという話になるので、これについても反対。
- ・ 継続販売ということでは、妊娠検査薬も買えなくなってしまう。一生懸命少子化の時代に働いている共働きのお忙しい家庭等も、本改正では対応ができない。
- ・ 一種の暫定措置として 2 年間に限定しているということは、2 年経てば原則的にはなくなる。ということは 2 年以内に離島等における対面販売が不可能な状態をなくすつもりであるから、2 年間という趣旨なのか、あるいはそのためには現在の薬局や薬店の業界や置き薬の業界に対して、かなりそういう離島等で積極的な店舗展開をするなり販売をやるように強力な指導をするつもりで 2 年間置いている。あるいは 2 年間のあいだに通信販売のルールをこの際きちんと整備をして、店舗がなくてもやれるような形を探るという 2 年間なのか。2 年経ってあとは供給しませんというのでは無責任。
- ・ 同一の店舗とのことだが、本当に薬局も大変厳しい状況に入っていて、倒産するところも多々あるし、高齢化が進んで店を畳むところも正直言って大変多い中で、消費者視線ということでいえば、同一の店舗というのはおかしいのではないか。また、合併した場合やチェーンドラッグの参下に入った場合はどうするのかとか、いろいろなケースがあると思うので、同一店舗に特定するのはおかしい。同一店舗というのはやめてほしい。
- ・ 周知不十分であるということと、具体的なよい手段がいまのところなかなか見つからないということで、2 年間の経過措置をとりたいということなのだろうと受けとめました。その上でパブコメはあくまでも薬局等のない離島の居住者、そして省令の施行前に購入した医薬品をいま継続して使用している方たちのための経過措置ということを確認したい。施行前に購入した医薬品をいま使っている利用者や消費者のその特定は確かにできるのか。
- ・ 継続購入者を特定できるかどうかについては、我々インターネット販売であってもあくまで店舗販売業であり、実際にお店に来てリアルで購入していただ

いている方というのも今現に多数いる。そういった方に対して、今現在、身分証明書を出してくださいとか、そういったことは申し上げていないので、店舗に実際に来られている方が、次回例えば何らかの形まで郵送等販売を求められた場合には特定することは不可能。あるいは、引っ越しや結婚して名前が変わった等いろいろな場合があるので、特定することはかなり困難な場合も多いということをご考慮してほしい。

- ・ 経過措置をとった事業者は販売記録を作成して保存するとしているが、この販売記録は、ネット販売の場合、各店舗がその販売記録をもって対応するということなのか。それともモール側が販売記録を保存するのか。
- ・ 技術的に言えば、記録はサーバー上のほか店舗でも情報を持っている。ただし、我々は基本的にプラットホーム提供なので、基本的には薬局、薬店がやること。
- ・ 正直言って議論が全く噛み合っていない。その根源的なポイントは、インターネットユーザーかそうでない人かということだと思う。つまり、私などはネットでメールでやり取りしたほうが本音で話をできるし、若い人はそちらのほうがいろいろ相談できる。ここにいらっしゃる方は、大変僭越ですが、ある意味ほとんどがネットユーザーではないので、違った考え方方がたくさんいるのだと思う。  
そもそもこの検討会のメンバーにしても相当偏っている。ネットを規制するという話であればだが。第1回の検討会というのはそういう趣旨ではなかったと思うが、そのところをやるのであれば、もう少しエンドユーザーの意見を聞くべきではなかったか。対面のほうが得意な人もいるし、メール等で問い合わせをするほうが正直にいろいろなことを聞いて本当にいいという人もたくさんいるはず。根源的なコミュニケーション、要するにインターネットできちんとコミュニケーションしてできる人もたくさんいる。そっちが得意な人のほうが若い人の間では相当多いと思う。過疎地を救うには、本래的にそれしかないと思っているので、愚痴にはなるが、そういうところを是非勘案した上で将来に向けていろいろなことを考えてもらいたい。
- ・ ネットは使えないだろうと言われているような気がしたが、実は生活必需品のほとんどをインターネットで注文して購入している。だからこそ、薬については消費者の安全性をきちんと考えた場合には慎重なことが必要だろう、今の段階では整備がきちんとされていないと思っている。この検討会は結論ありきの検討会だと言っていたが、それは大変失礼な話。インターネットも使えない人が議論しているという言い方はやめてほしい。

- ・ 医薬品販売の制度を最初につくるときに、今までのあり方が消費者にきちんと安全性を確保するような環境があまりにもできていなかつたということがものすごく反省材料としてあつた。例えば、本当は医薬品というのは温度管理もしなければいけないのに、実際、籠の中に医薬品を入れて舗道などに山積みにして置いてあつたりした。そういう光景を見たことがあると思う。したがつてこれまでの議論のときに、単に販売が例えればニセ薬を出さないとか、業を取り締まるとかではなくて、安全性をきちんと確認できるような環境を本人が望めば消費者のそういう環境を整えようという制度設計がされてきている。安全性が要らないということを消費者に委ねられているように聞こえる。
- ・ 店頭において情報提供の可否、あるいは欲しいかどうかという確認は薬剤師や登録販売者でなくとも、誰かが確認すればいいということ建て付けになっていると思う。要するに、その指揮監督下にあればということであれば、基本的には、欲しい人は対面でやつたほうがいいですよ、ということはネットでも言ったほうがいい。リスクがあるから対面でやつたほうがいいということはネットでもやつたほうがいいと思う。しかし、リアルな店舗であくまでも本人が望めばやるという建て付けであればインターネットでも十分にできる。それから、商品管理というのは、ネットの店舗も一部あるかもしれないが大半はリアルな店舗の話なので、制度設計する中でもう少しインターネットユーザーのことを考えてくれなかつたのかなと思う。
- ・ 店舗の惨状がどうしてそうなつたかというと、皆さんのが医薬品を普通の一般商品と同じような感覚で購入されているのではないかという話があり、薬は健康に関するものすごく気をつけなければいけない商品だということを確認して、それではどういうふうに医薬品を持っているリスク、特性をきちんとコントロールでるのか、リスクをマネージメントできるのか、という話合いが行われてきた。例えば、離島とか障害を持っているとか高齢者であるとか、そういう方が困っているからといって、その人たちが安全性が少しほかの人々に比べて下がつてもいいのかどうなのかというと、それはいいということにはならないと思うので、下げないでどうにか手当てをしていくという方法を考えていくべき。
- ・ 安全性か利便性かということをネット販売で言つてゐるのではなく、あくまで安全性が重要だということは全く変わらないが、今回の議論全体の中で安全性のためには対面が絶対に必要だという前提があつたところから議論が食い違つてゐる。安全性を担保することは絶対に重要だが、そのために対面は安全性を担保するための一つの解だが、それ以外にもきちんと安全性を担保するため

にできることがあるのではないかというのが通信販売をやっている者がずっと思っていること。その安全策を今回の検討会で話したいと思っていたが、時間がないということを何人もの委員の方から言われて、それで前回お願ひをすることに至ったが、あくまでも話していかないといけないことは、安全を担保するために対面以外にも何かやれることがあるのではないかということ。通信販売で安全を保てるのではないかという議論をこの検討会あるいはそれ以前の検討会でもしないといけなかった。今後 2 年間の経過措置の中で必ずそのところをしっかりと詰めてもらいたい。

- ・ 2 年間というところで、これまで伝統薬を服用いただいている方は引き続き経過措置の中でどういった環境を整えられるかということを検討していくたいと思うが、併せて伝統薬の存続という視点からすると非常に厳しい条件にはなっており、伝統薬というものをどういった形で今後考えていくかについても、この 2 年間で伝統薬の存続というところも含めて検討の場を設けてほしい。
- ・ 離島の方に対しては 2 年間あるいはもっと短縮して、店舗とか実際の配置業者が行けるような体制を早急につくるのだということで、それは政府だけではなくて各業態の方が努力すれば済むと思う。もう 1 つ、伝統薬や製造直販の方であれば、通信販売を制度の中に組み込むということでないとすれば、これは 2 年間で通常の店舗販売に移行できる体制をとりなさいということになる。さらに、(2)の継続使用者に対する経過措置の中の伝統薬のユーザーではなく、単に店舗に行くのが恥ずかしいとか忙しいとかいう方については 2 年間は継続できるがそれで打ち切りなので、2 年間でネットばかりに頼らずに実地店舗に行きなさいということを業者の側で指導するという話になる。突然買えなくなるというのは大変なことなので、このような方向でやっていくのか。それとも、この 2 年間でもう少しほかのタイプの販売方法について法改正、薬事法本体の販売のタイプに踏み込む形の場を別途設けてきちんとやるのか。どちらかによって 2 年間にやるべきことが変わってくる。
- ・ 今後 2 年間の間に通信販売の今後のあり方に関する議論がない場合は、今現在、適法だと言われている中で通信販売を営んでいる事業者が多数あるし、ネット販売が理由で何らかの薬害が発生した事実がない中でそれを規制するのはあくまでも過度な規制だと思う。
- ・ ネット販売で薬害がないというが、普通、薬害にあったときにインターネットの購入場所に「私は薬害になりました」という報告はしない。薬害を受けたときにはまず行くのは、医療機関であり、被疑薬になっている薬の製薬メーカーなので、ネットの販売業者の所にわざわざ報告はしない。

- ・ 通信販売を営んでいる者として、仮に今回省令案が省令になったとしても、これから 2 年間というか、今までもそうだが、今まで以上に通信販売の安全性をさらに高めていく努力ということを継続的にやり続けないといけない。それが試される 2 年間だと認識している。その 2 年後にしっかりとした業としての通信販売ができるかどうかという議論の場がほしい。我々として今までの自主ガイドラインをはじめとする安全策の周知徹底をしっかりとやっていく。
- ・ 最初から薬の入手が困難になる人の対策をどうするかという話から始まっているが、検討を重ねても一体誰がどういうふうにどのぐらいの人数の方が困っているかの全体像が見えづらかった。また、困っている人たちにということでネットのほうで署名を募集していたが、その内容も、薬というものはこういうものだとか、こういうことに気をつけないといけないといったこともなく、ただネットで買えなくなって困りませんかといった書き方でたくさん署名が集まってきて、そこがストレートに困っている人がこれぐらいいるという話にはならないので、議論をするときにどういう人がどのように困っているかというのをもっと絞り込んで特定できなければ、その人たちにどう対応しなければいけないのかが最終的にできない。